

第 3 回

米流通システム検討会議事録

於：農林水産省 7 階講堂

平成 20 年 10 月 29 日

農林水産省

目 次

1 . 開会	1
2 . 配付資料の確認	1
3 . 委員出欠状況報告	1
4 . 議事	
(1) 関係業界ヒアリング	2
(2) 意見交換	9
5 . 次回開催日程について	28
6 . 閉会	29

開 会

枝元計画課長 御苦労さまです。ただいまから、第3回米流通システム検討会を開催させていただきます。委員並びにヒアリングの皆様方には、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

配付資料の確認

枝元計画課長 配付資料でございますが、議事次第、米流通システム検討会ヒアリング名簿のほかに、全農からヒアリングに当たってのメモが提出されており、それを配付させていただきます。よろしゅうございますか。

本日、近藤副大臣に御出席いただいております。

委員出欠状況報告

枝元計画課長 最初に、検討会委員の出欠状況でございますが、酒井委員、新山委員、森下委員におかれましては都合がつかず、御欠席との連絡がございました。

また、本日初めて日本獣医生命科学大学教授の阿久澤委員に御出席いただいております。御紹介申し上げます。

本日とあさっての検討会でございますが、本検討会の課題であります米のトレーサビリティ、原料米の原産地表示、流通規制につきまして、業界等の関係者の方々へのヒアリングを行いたいと考えております。このため、前回検討会で御指摘いただきました資料等につきましては、第5回の検討会で御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、本日お忙しい中ヒアリングに御出席いただきました皆様方を御紹介いたします。最初に株式会社大戸屋執行役員商品部長・市川和弥様でございます。

市川氏 市川でございます。よろしくお願いたします。

枝元計画課長 全国米菓工業組合副理事長で株式会社天乃屋代表取締役社長・齊藤孝喜様でございます。

齊藤氏 齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

枝元計画課長 全国包装米飯協会会長で、佐藤食品工業株式会社代表取締役社長・佐藤功様でございます。

佐藤氏 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

枝元計画課長 全国農業協同組合連合会常務理事・米本博一様でございます。

米本氏 よろしくよろしくお願いいたします。

枝元計画課長 本日はよろしくお願い申し上げます。

それでは、以後の議事進行を吉田座長にお願いいたします。

議事

(1) 関係業界ヒアリング

吉田座長 それでは、ただいまから議事に入ることといたします。

本日と明後日、業界の方々からのヒアリングということで、お忙しい中、米関連産業の各分野から御参加いただきまして、お礼を申し上げます。

ヒアリングの進め方でございますが、あらかじめ御出席の方々にヒアリングで発言をお願いする内容をお伝えしております。

トレーサビリティに原料米原産地表示、流通規制の3つの点についてそれぞれ委員の方々のお手元に行っていると思います。それに沿って御発言をお願いするということがありますが、まずそれぞれ簡単に、基本的なスタンスを説明いただいた後に委員の皆さんと意見交換を行っていきたいと思います。御出席の方々、大変お忙しい中申しわけないのですが、基本的には委員の方々の意見交換をメインに考えておりますので、意見のポイントを絞ってお一人10分程度で御説明をお願いしたいと思います。

それでは、最初に株式会社大戸屋執行役員商品部長の市川さん、よろしくお願いいたします。

市川氏 初めまして。株式会社大戸屋の商品を担当しております市川と申します。よろしくお願いいたします。

まず、トレーサビリティでございますが、現状を申しますと、当社の場合は米を炊いた御飯を中心に販売をさせていただいておりますので、その御飯をどのように購入をしてお

るかということでございますが、まずお米は本当に信頼の置けるところからしか購入できないということをお大前提に大手から購入をさせていただいております。その使用する原料の産地の視察、育苗、定植、そして収穫。少なくとも定植をして活着した時点での状況、それから穂が垂れて収穫前という状況、そういうところをチェックいたしまして購入をさせていただいております。また食味を出すために、単品目でおいしい米も当然あるのですが、銘柄米ですと価格も高いこともあり、ブレンドをして購入するというのが大部分でございます。

その購入先からいろいろな資料をいただきますが、主に今回の案件からは外れているのですが、農検法に従う外見の検査とか、整粒度合いとかいったものを中心に今までは見ておりました。ですから、農薬がどうのこうのというところは問題が発生しない限り、お米に関して確認をしたことはありません。

これを機にどういうことをやっているかという確認をお取引先にさせていただきましたところ、農協から購入して使っている 101 種類の農薬の検査を 1 検体 2 万円をかけてしているということで、その資料等はいただきました。ただ、基本的に我々のスタンスは性善説で考えておりましたので、今回のこういった件が発生して初めてそれについて後追いでチェックしていくということになります。

2 番目の原料米の産地の表示でございますが、これも魚とか肉とか、例えば牛肉であればオーストラリア産等の表示はメニューでさせていただいておりますが、お米に関してどこ産ということは今まではしておりません。これにつきましても、食味を優先で考えていまして、常に早生のものは 11 月には食味が落ちる。そこでまた新たなブレンドをつくる。そしてまた、年を越して春にはもう 1 回。基本的に食味を優先して、あるメーカーの味度計を使用しまして、その数値の基準を設けている。そして我々社内でのペロメーターでの確認と、この 2 つをもって食味が落ちないようにということを実施しておりますゆえ、一般消費者の方への具体的などどこ産という表示はしてありませんでした。

3 番目に当たるかどうかはわかりませんが、そういう中で、現状、今回のところでの問題点として、お米以外にもそうですが、日本国内での例えば野菜、いわゆる農作物について、その農薬云々が「検出せず」ということを表示して販売しているものはまずない中、海外輸入商品につきましては、そういったものをすべて確認した上で購入をしているというのが現状でございます。

また、昨今中国産のものが問題になった時点で、残留農薬等の調査をして検出なしとい

うことがわかった上でも、消費者心理を考えて、そういったものを外しているという状況でございます。

以上です。

吉田座長 どうもありがとうございました。

質問等もあるかと思いますが、4人の方、続けて御発言していただきまして、その後まとめて質問等、意見交換に移りたいと思います。

引き続きまして、米菓工業組合副理事長の株式会社天乃屋代表取締役社長の齊藤さんより御説明をお願いいたします。

齊藤氏 1. のトレーサビリティの問題については、米菓の原料ですので、これを把握しておくというのは我々としてもぜひやらなければいけないし、もっともだと思っております。適切な対応ができるという点で、効果を発揮されるということは評価できるのではないかと。主食用の米と加工用の米は一物二価となっていることから、国内産と外国産の消費者嗜好、あるいは品質価格が異なることから、一定のルールが必要なことは理解しております。そのための最小必要限度の処置はやむを得ないと考えております。

現実問題として、複数県の原材料の破碎精米をしている加工用米や特定米穀は事実上、その確保が困難ではないかという思いがあります。この点については、我々業界ではそれがどうという考えはありませんので、進めていただいてもいいのではないかという考えを持っております。

2. の原材料表示の問題については、一番問題になるところでございます。近い話をすれば、去年末に行われた全農の10万トンの飼料用処理をくず米で対応することになったため、我々には1kgも米が入らなくなりました。何を言っているのかといいますと、毎度毎日使う米が、現実には普通であれば原料が、こういう商品が欲しいということであれば、ほかの商品はその質あるいは数量が正式に購入できるのですが、我々の加工米についてはこれができないわけです。したがって、去年の、例えば表示に国産米と書いてあった場合に一つも入らないといったときには、これは企業の存続の問題だと考えております。

MA米にいたしましても、今月はこの国のMA米ですよ、今月はどここのMA米ですよという一方的な変更があった場合、我々表示をしておいてどう対応したらいいのか。業者が大きければ大きいほど、この問題については非常に苦しむところでございます。

できるならば、国産の表示があるのであれば、この米菓の場合は食の文化でございますので、表示のところに「日本米」と書きたいわけです。そういう意味において、ぜひ日本

の加工米を確保できるような、あるいは購入できるような制度にしていただければ米菓業界としても非常に歓迎するところではないかと思っております。要するに、何を言っているのかといいますと、加工米をMA米にしる何にしる、我々がこの米で商品をつくりますよというものがすっきりと手に入る方向にお願いしたいと思っております。

それが済めば、表示をすることについては恐らく組合としてはやぶさかではないかと思っておりますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。一番の問題はそこでございます。

流通規制は、政府米の販売、流通のあり方をチェックするというものであれば、これはまじめにやってきた業者にとっては、残念ではあります、それはそれとしてのまざるを得ないかと思えます。現に、ここで言っているのか、よくわかりませんが.....。

吉田座長 いいですよ。

齊藤氏 いいですか。昨日も私の会社の福島工場に入りました。一番最初じゃないでしょうかね。違いますか。MA米の調査に入っていましたけど。ところが、いろんな問題があって、こうですよという発行元であればいいのですが、社員のほうがびっくりして「社長、何かやったのか」ということが電話に入りましたので、「いや、そうじゃなくてMA米の調査らしい。適切に対応するように」という話はしましたが、そんなことがありまして、どこを先にどうするのかということは私にもわからなかったものですから、何かと思いました。十分にチェックをしないということは、これも放置した責任はどこと言えば、きっと農林省にあるという一部のマスコミの書き出しもありますので、私らもそう考えております。この辺について、流通規制をしっかりと決めていただくということは、いいことではないかと思えます。

私どもの組合でも、規制あるいはトレーサビリティの問題、あるいはいろんな問題があれば、組合として脱退させることもやむを得ないことだなということで対応しております。逐一団体を集めまして、そのような形で皆さんと協議をしておりますので、この辺は我々の業界にも意にかなったことかと思っております。

いずれにしましても、この3項目の中では、私は2番目の原産地表示が非常に問題だなと。自分の思うものが入ってくれば何ら関係ないのですが、さっきも言いましたように、「国産米」と書きたいですから、一つその辺を御理解願って対応していただきたいなと思えます。

以上でございます。

吉田座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、全国包装米飯協会会長で佐藤食品工業株式会社代表取締役社長の佐藤さんより御説明をお願いいたします。

佐藤氏 はい。今ほど御紹介いただきましたように、包装米飯の会長という役でまいりますと、この問題点をいただきましてから間がないので、組合としてのまとめが正直言ってできておりません。包装米飯協会で行っている概略的な現状をまずお話をさせていただきたいと思います。

無菌米飯でございますので、外国産そのものは全く使っておりません。個人的に当社の例を一つ挙げますと、このトレーサビリティでございますが、各地の原料米につきましては、我々はほとんどの商品に北は北海道から九州までの産地の使っている名前を、JAのマーク入りでやらせていただいております。これは個人的な当社の関係であります。

では、全部の組合員がそうかという、全くそうではありません。ただ、申し上げられるのは、物が物だけでも国内産一本でございますので、国内産 100%でお使いいただいていることは事実でございます。ただ、このトレーサビリティの問題で組合、協会でどうのこうのというのは今までやっておりませんので、今ほど当社の環境をお話し申し上げます。

当社の場合、今、北海道と新潟に米飯工場がございますが、北海道工場は 22000 番の ISO を既にっております。こうなりますと、ほとんど何があっても、今日、何を使って、この原料はどうなのだ、と聞かれた場合はいつでも書類が提出できるところまでやらせていただいております。今、新潟のほうは準備中でありまして、間もなくこれも ISO の認可がおりるかと思っております。そういう形で今後米飯においては ISO をとりながらやって、しっかりとトレーサビリティの効く形まで持っていく考えです。

組合としても、今後この ISO の 22000 番をとりながらやろうという申し合わせはしております。ですから、順次各社やっていただけたらと思っておりますが、これは強制できません。各社、各々今準備を進めているのではなかろうかと思っております。

原料表示であります。我々業界、今ほど申し上げましたように、国内産 100%でございますし、当社に限れば今、地方のものまでしっかりと管理をしておりますので、これからもこれはやってまいります。

あと、横流れの流通規制でございますが、政府米をもらっている方も一部あります。そういう方々は、制約をつけた中でやられておりますので、10 月の理事会でもそれはしっかりとお守りいただくようにという形で組合からはお願いを申し上げます。こういう

問題が起きた後だけに、取り調べのほうもしっかりとおやりいただいて、そのほうが我々業界にとってもありがたいと思っております。

今日、私は米飯のほうのお呼びでここに来たようでございますが、もちのほうの理事長もしておりますが、もちのほうは既にこの20食品群の中に外国産、国内産について明示を組合でもってお願いを申し上げました。平成13年に役所に既にお願いにまいりました。役所といういろいろやりとりをしながら16年に品質表示基準の一部改正がされ、おかげさまで16年9月14日をもって20食品群の中に入れていただき、それから経過をし18年10月2日で実施日となって、現在しっかりとした形でやらせていただいております。これは何でかと言いますと、我々、商品が単品であるということ。使っている原料が米しかないということ。それがこういうことがやりやすかったということと、今度は逆に言いますと、そういうものしか使っておりませんから、本当に国内産、国外産をはっきりして、消費者の皆さんにお買い上げいただく。外国産だから買うな、なんて、我々は毛頭言うつもりはありませんし、そんな差別はありません。

でも、消費者の皆さんが買うときに、水稻もち米という形で売っていたのです。それは、「水稻もち米」と書きます、外国も「水稻もち米」でございます。一切わかりかねます。それを我々は何とか外国産を入れていただきたいという申し入れを組合で量販店にしたことがございますが、なしのつぶてであります。それで、これはいかんということで、この13年に役所にお願いに参り、18年に施行していただきました。そんなことから、我々は国内、国外という形で義務をつけさせていただいたのがこのもちのほうであります。

その後、無菌米飯も当社がやりましてからテスト販売から足かけ20年弱になりますが、そういう基本線がございますので、当社に限って言えば、これからはしっかりとしたトレーサビリティをやってまいりたいと思っております。国内産を100%使っている業界でございますので、これは意外とやりやすいのではないかと考えております。

以上であります。

吉田座長 ありがとうございます。

引き続きまして、全国農業協同組合連合会常務理事の米本さんより御説明をお願いします。

米本氏 今回の三笠フーズ問題が公表された後、生産者なりJAからかなり厳しいお叱りの意見をいただきました。その意見は2つありまして、1つ目は、国内の米の生産で安心だとか安全ということで、そういうことを生産現場で苦労してやっている中で、今回こ

ういう汚染米が流通した。米の消費拡大ということで、生産者、これは消費者も含めてやっていただいているわけですが、それに悪い影響が及ぶのではないかと、何やっているんだということでお叱りを受けたわけです。

2つ目は、今回いろいろ調査して発表される中で、MA米が主食用に流通していたという部分がありまして、国内産の需給に影響しているではないかというお叱りです。このところは、御承知のように国内の生産調整もやっております。そういう中でこういうことになって、話が違うじゃないかというお叱りでありました。

また、そういうことも踏まえて、きょうはペーパーに足りない部分もあるのですが、全農で米担当常務をしているという立場で3点に整理して報告させていただきます。

1つ目です。トレーサビリティであります。まず ですが、今回、流通段階でこの問題が発生したことが非常に重いんだろうとっております。少なくとも流通業者に売る段階ではきちっと明確に区分されて販売されたわけですが、それがその後の流通段階でわからなくなって、消費者の口に入ったということです。

でございますが、今の仕組みだと、全農なり農水省もそうですが、あるいは生産者が流通、初めに集荷業者から卸なり、売る段階はきちりどの生産者がつくった米かというのがわかるわけではありますが、その後の段階がトレースできない形になっています。どういう形で売られるか。変な言い方ですが、普通卸もほかの米の取扱業者もきちっとされていますので、普通なら米穀をどこから仕入れてどこに売ったとかいう書類だとかあるわけですが、今回ありましたようなブローカーと言ったら言葉は悪いかもしれませんが、そういう方も含めて今、米の取り扱いが自由になっておりますから、そういう中で何回も取引されていくと、もとはどういう米だったのかがわからなくなってしまうという流通の盲点を今回悪用されたのかと思います。これはもう、善意の需要者や消費者をあざむいた許されない行為であります。そういう意味では、米をどこから仕入れてどういう加工をして、どこに売ったかという書類なり、帳簿をきちりつけるだとか、それを行政のほうに報告するということを義務付ける必要があるのだろうと思います。

これはそういうふうにするときの問題点という質問項目があるのですが、きちっと普通やっているところはこういうのはあります。なければそういう事業は成り立ちませんから、そういう意味ではこれは当然やるべきことですが、善意のこの業界と、性善説では今回こういうふうが悪用するのが出てきているということなので、ここは義務づける必要があるのではないかと考えています。

2つ目です。原料の原産地表示でございます。初めにちょっと言いましたように、にありますが、MA米、SBSの10万トン、これは主食用に供給されて同数量を外国に援助米で出すということですが、それ以外のMA米は加工用ということで用途が限定されている。だから、主食用のほうには流通しないということになっている米でございます。今回の汚染米もMA米ということですが、それが病院給食等、明らかに主食用途でございますが、そういうところに販売されているというのは大きな問題であると思います。

でございますが、そのときに、病院給食等のこの主食用で使われたところが、制度的にはそういうMA米は流通しないということになっておりますから、使われた側の方がそういうMA米だということを理解して使われたのかという気もします。最終需要者や消費者のほうでそれが確認できない、今の制度だとそういうことであります。別に表示義務がありませんので、消費者が自分は国産米なり輸入米なり、そういうのを選択しようと思ってもできない。ここもある意味では、そういう流通の表示の盲点を使って三笠フーズなり、こういうふうに通流されていったと考えます。

ですが、消費者の立場なり、生産者も含めてですが、消費者に食べていただく段階では、最低国産米か外国産米かぐらいのことはきっちり表示が必要だろうと思いますし、今、JAS法で、家庭用精米と、先ほどありましたが、もちに関しては表示が義務づけられているということですが、それ以外の米加工品だとか、給食も含めた外食で使用される米に関しては、原産地表示は義務付けがありません。だから、そのところは、こういうところを悪用する不届きな業者がこういうふうに出てきたということを考えれば、原産地表示を義務付ける必要があるのではないかと考えます。

3番目の流通規制に関しては、JAS法でもそうですが、それをチェックする、それがきちとなされていることを担保するような法規制なり、そういうチェック体制なりが必要だと考えています。やり方はどういうやり方をするかというのは行政上の問題もありますし、どうこうという考えは持ってありませんが、これは委員会なりで議論していただければいいのかと思っています。どちらにしても流通規制は必要だと考えています。

以上でございます。

吉田座長 ありがとうございます。

(2) 意見交換

吉田座長 4人の方から御意見を伺いましたが、これから意見交換を行いたいと思いません。時間は15時までですので、よろしくお願いいたします。

それでは、皆さん御意見ないし御質問、ございますか。

阿南委員 すみません、遅れてしまいました。

何点かあるのですが、まず全国米菓工業組合の齊藤さんにお聞きしたいと思います。先ほど国産のくず米の調達が非常に難しくなっているとおっしゃられたと思うのですが、国産でもくず米はいっぱい出るわけですが、それがお菓子に回らずに、ではそれはどういうふうに現在使われているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、最後の全農のペーパーのトレーサビリティのところでは、「米の仕入れ・加工・販売等の記帳」はいいと思うのですが、この「行政への報告を義務付ける」というのは、何を行政に報告しろと言っているのかということですか。

2つ目の原料原産地表示のところは、このアンダーラインが引いてありますところの認識が、ちょっと違和感がありました。「汚染されたMA米が国産米のごとく取り扱われて」と、これは私はそういうふうには認識していなくて、MA米が、要するに非食用であるものが食用として取り扱われたところに問題があったのではないかと考えています。ですから、それは国産米であるかどうかということではなくて、非食用が食用として使われたのだということをお考えなのかということですか。

3番目の流通規制のところですが、「米穀を取り扱うすべての業者を対象とする法規制」という、この「法規制」というのはどういうことなのか。その後の「行政によるチェック体制の確立等々」はちょっとわかるような気もするのですが、この「法規制」というのは具体的に何を指しているのかということをお教えいただきたいと思います。

以上でございます。

吉田座長 それじゃ、まず齊藤さん。

齊藤氏 現在、米菓でもあられがもち米、せんべいはうるちという状況でございます。せんべいはうるち米を約10万トン必要としております。もち米は現在6万トン、その他6万トンは米粉の調製品とか、あるいはそれに準ずるものを使用して生産しているというのが現状だと思うのです。このうち、くず米と称するものは、私も全体ではよくわかりませんが、10万トンはありません。その半分もないくらい、おそらく3万トンくらい米菓としては使っているのではないかと考えられます。くず米の中でもAとBという分け方をすれば、Bの破碎のものはビール業界がすべて使っておりますので、米菓は使えません。したがっ

て、かなり大粒のものを使っているというのが現状でございます。

先程申し上げたとおり、去年はくず米が我々には一粒も回ってこないというのが現状だったんです。それで、「どうする」と大騒ぎになったわけですが、その点については、本当は日本の加工米を手当てしてくれればいいのではないかと思うのですが、これは何も、我々に対して手当てするというは一切ありませんので、自力で集めるしかない。これで、ある程度MA米を使用したというのが全体の現状ではないかと。そんなところでございます。

吉田座長 米本さん、お願いします。

米本氏 まず1.の「米の仕入れ・加工・販売等の記帳」、記帳は書類があればいいとかいうことになると思うのですが、行政への報告義務というのは、ここで私がイメージしているのは、米の仕入れ数量なり販売実績なり、特にMA米だとか加工用米は使用限定があります。どういうことに使うかということでの加工用米、例えば冷凍米飯でも加工用米はえびだとか甲殻類等の具が何%以上入っている製品でなければならないという規定があるわけですから、決められたことが守られているかどうか、そういう制限のある分に関しては、きちっと行政に報告する必要はあるのだらうと思っています。ここはどのような形になるのかは議論の中で検討していただければいいのだらうと思います。

それから、「すべての業者」と書いておりますが、すべての業者というのも当然どこかで、数量で線を引かれるか、何らかのそういうトレース、ほんの少しやっている方までやらんといかんのかとかそれはあると思いますから、基本的にはすべての人をやるという中で、あとは具体的に実施する場合のそういう制約もあるでしょうから、そういう中でそこは整理していけばいいのではないかと思います。記帳だけやっておいてそのまま報告もないというのは、記帳も含めて本当にきちっとやられるのかと考えますので、このことは必要だと思っています。

2.ののところですが、今回の三笠フーズ問題、いろいろあったわけですが、少なくとも初めの段階はMA米ということで流通していたのですが、名古屋の業者は国産の袋に入れかえて売っていたという話もありますし、使われた方が輸入米ということを知りながら使われたかどうかもわかりませんが、途中からは輸入米ということを知りながら使われた方もおられるのではないかと。そういう輸入米が使われないような業界でも流通してありましたから、私は、ここはそういうこともあったのかと理解したということでございます。

3. の流通規制のところですが、法規制とは何かというところでございますが、法規制は1及び2をやるときに、業界に任せますということにはならないと思いますから、法と言うときは法律改正という意味だけではなくて、通達もあるでしょうし、行政指導という報告状況を求めるとかということもあるでしょうし、それから立ち入り検査を抜き打ちでやるだとかということもあるでしょうし、どちらにしても今、性善説だけでやっているとこういう問題が起きたということですから、行政も含めた性善説ではない中でのそういう規制は必要だと考えておるといことでございます。

吉田座長 それでは、私のほうから御質問したいと思うのですが、齊藤さんは米菓工業会の立場から見ると、表示の問題については米菓業者が自由にいろいろな米を希望通り買えるような状況にあればできるということですね。

それで、今皆さん、特に市川さんと佐藤さんの実情をみると、トレーサビリティは佐藤さん、市川さんのところではもう現実にやっておられる。業界全体として見たときに、トレーサビリティや、あるいは仕入れ・加工・販売の記帳を義務付けることが果たして可能なのか。

もう一つは、原料原産米表示をすればしたら業界全体としてはどういう課題があるかということ市川さんと佐藤さんにお話ししていただければと思うのです。

市川氏 飲食店、仮に個人店としたときにその購入ルートはかなりの小規模になる。ただ、そうは言っても、その小規模な購入先が、またそこが仕入れている仕入先ということで追っていけば、不可能ではない。ただ、非常に時間がかかるということはあると思うのですが、今回のような一連の問題の場合、意図的なものがもしあったとしたらそこが非常に難しい可能性もあると思います。ただ、一般的に考えれば、単純に扱いが小さいというだけで、追っていけば最終的には生産地にたどり着くと考えますので、それに対して大きな問題はないと考えます。

吉田座長 表示の問題は。

市川氏 これも同じだと思います。要は、表示の問題にしてもその企業体もしくはその担当がやる気があるかどうかということだけだと思います。

表示が仮にできないとすれば、どこかでそのトレーサが切れているということですから、今の流通から考えて、それを全くわからなくなることはないと理解しております。

吉田座長 佐藤さん、お願いします。

佐藤氏 今ほどの業界のほうの問題になりますと、当社の場合は、先ほど申し上げまし

たように、ほとんど検査米、それから各県の全農なり、各県のところがしっかりとした形でやっております。では、業界全体がそうかといいますと、あながちまだそこまでいっていない場合があります。トレースになりますと、当社の場合は白米については1俵も入れません。これは原則であります。では、業界はどうかというと、あながちそういう形ではないと聞いております。ですから、組合としてははっきり言えることは、国内産100%は間違いないけれども、では、トレースをこれからやっていくとなると、先ほどのISOをおとりになれば、当然これはやっていかなければならないと思いますが、組合としてそれを今後義務付けていくかどうかはなかなか難しい問題もありますので、私の口からは今こころはなかなか言いづらいところがあります。

当社の形でいけば、新潟工場ももう既に近々とれますから、そうなりますと2工場がほとんどトレースはしっかりきくという形になろうかと思えます。業界の件につきましては、冒頭申し上げたように、まだ皆さんの集約をしないでここへ出ております。今後の問題になるかと思えます。

以上であります。

吉田座長 ありがとうございます。

それでは、皆さんどうぞ、各委員の方。

佐藤委員 市川執行役員にお尋ねしたいのですが、今までトレースが可能ではないかというお話があったのですが、私のイメージとしては、牛の場合ですと個体で管理をしますからトレースが恐らく可能なのだろう。つまり、物の移動をどう追跡するかというのがトレースですから、個体管理が牛は可能だ。お米の場合ですと粒々になっているわけですが、途中のブレンド、精米、コンタミ、そこのとらえ方が非常に物理的に難しいのではないかと考えているのですが、具体的に書類とか、相手を信用するとかいう性善説に立つというお話がさっきあったのですが、今回の事故米の問題はある意味そこで起きていることですから、何があっても安全が担保される仕組みをつくらうというのが本会の目的でありますので、そういう観点でいきますと、そういうトレースができるような仕組みが本当にお米で可能なかどうか。物理的に可能なかどうかということですが、少しそこをお聞かせいただきたいということ。

業界におきましてMA米という、でも今お話を聞きますと、MAが悪で国産米が良、善であるという議論にならないようにしたいと思っているのですが。

吉田座長 全員ですか。

佐藤委員 いや、市川さんでよろしいかと思えます。

市川氏 今、佐藤委員から御質問いただいた点は、正直、おっしゃるとおりだと思います。ですから、先ほども私冒頭申しましたが、性善説で考えればということですが、故意にそういったことがあれば、確かに複雑なものになり、それをきちんと解明していくのは難しい可能性もあると思えます。そういう意味では、最初申し上げた、「時間をかければ」ということは、必ずしもそうでないと訂正をさせていただきます。

S B Sは、他社も含めまして海外からの米を使用してというところはございますので、確かにその産地の状況とかいったものを全部把握した上でそういったものを使用しているとは限りませんので、その点については非常に難しいと考えます。

吉田座長 ほかの委員、どうぞ。

阿久澤委員 お伺いたします。まず、市川さんですが、おいしいお米にこだわっているということで、私としても非常にうれしい話なのですが、そのお米はブレンド米のことだと思いますので、その割合を、もしお聞かせいただけたら、これはお聞かせいただけない内容かもしれませんが、1品種が50%以上占めるのか、あるいはもっと数種の混合ですべて50%以下の割合でのブレンドなのか、その辺をお聞かせいただけたらと思っております。

齊藤様ですが、一つこれはわからなかったのですが、原産地表示と原料調達等が何か関連あるようなお話だったのですが、その意味合いを、もしそうであればそれはどうだったのか。もしそれが私の聞き間違いであれば、それはそれで結構です。

それと、加工米で国産、日本産を使いたいとおっしゃっていましたが、加工米の場合、食味にどの程度影響があるのか。絶対国産米のほうがよりおいしいという結論でおっしゃられているのか、食味にどの程度影響するのかということをお聞かせいただけたらと思えます。

佐藤様ですが、トレーサビリティについてはISO等で対応されているということですが、そのようなトレーサビリティを、多くの業者が実施可能かどうか。現状では結構難しいところもあるかと思うのですが、どの程度可能かどうかということをお聞かせいただけたらと思えます。

最後、米本様ですが、トレースのことで義務づける必要があるということで、現状ではどのようにできるのか、やっているのか、可能だと考えているのかということをお聞かせいただきたいのと、もう一つ原産地表示の件で、これはすべてに義務づけをする。それが必要だということですが、現在の表示の概念ですが、御承知だと思いますが、厚労省の食

衛法そして農水省のJAS法は、安全性確保と商品選択というそれぞれの概念のもとにできているわけですが、米本様のおっしゃられることは、この米の場合はどういう概念というか、もし現行であればどちらを重要視した表示が必要であるかということをお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

吉田座長 それでは、順番にお願いします。市川さん、お願いします。

市川氏 ほとんど御存じの方もいらっしゃると思いますが、天候により同じ土地でとれた同じ作柄の、いわゆる同じ品種の米でも、年度産によって食味が全く違ってくるといった状況がございます。当然、降雨障害であったりとか、いわゆる日照不足であったりとか、最初株が分かれるところが日照不足で分かれが少なかったりといったもろもろの条件で、大体安定しているというのが一般的に高評価をとっている、例えば魚沼のコシヒカリであったりとか、佐渡のコシヒカリであったりとか、伊賀上野のコシヒカリだったりとかいうものがございます。

そういう中で、大手のお米販売業者さんが在庫 1000 種類以上を食味の確認をしたときに、上位に来るものは必ずしもそういったものの一等米ではない。一級銘柄で二等米もありますが、そういったものではない。そういうところでその一つ一つの、その年の我々が購入できるものを合わせて、そして我々が可能な限りの最大限の食味に仕上げていくというやり方を当社ではとっております。

御質問の1種類 50%以上ということにおきましては、基本的なメインの銘柄は決めた上でそれにブレンドするのですが、相性等もございますので、その時々に応じてブレンドを変えている。メインが50%いくことがほとんどですが、時には40%、40%、20%とかいう状況もございます。

以上です。

吉田座長 齊藤さん、お願いします。

齊藤氏 今のお尋ねは、原産地の問題と加工米ですね。国産米のほうがおいしいのかという話ですね。まず、米菓は米そのものの味わいを味わうのです。もちは間違いなくあらわれます。これは日本のおもちであっても、できる場所によってこのあられの味は間違いなく違います。これはつくる商品によって、生産のもち米を選びながら使っているわけです。うるちの場合は、米に入っているでんぷんそのものを使用する、加工米に利用するというので、きょう亀田の常務さんがいらっしゃいますから、間違っていたら教えてください。

さい。

私の考えでは、かたいおせんべいをつくるときには粉を少し粗目にするとか、あるいはふかすときにお水を少し少な目にするとか、ふかし方をちょっと変えるとかいうことでかた目のおせんべいをつくるのとやわらかいおせんべいをつくるのは、加工具合が違うのです。したがって、米に入っているでん粉そのものでやりますので、今のところ、MA米だから国産米だから味が違うのだということは、私は考えられないです。

ですから、そういう意味においては、要はどちらでもいいのではないかと考えてはいるのです。ただ、袋に入っていた場合、原産地表示で片一方は国産米ですよ、片一方はアメリカ米だ、あれは中国米だとか入った場合に、消費者はどちらを買いましょう。選ぶとすれば、国産米です。米菓は食品の文化ですから、商品はもともと日本しかないわけです。ところが、最近は中国も作り、タイも作りと、世界の市場、ヨーロッパもアメリカも、ほとんど中国とタイにひとり占めされて、なくなってしまうている。

今、亀田さんはアメリカで頑張っていただいています、私どもも少しはやっているのですが、そんな形で、すしと同じような気持ちでジャパニーズ・せんべい、あられという売り方で世界に売っていきたい。それには、「はい、アメリカ米です」ではなくて、やっぱり日本米、国産米というのが我々の希望でございます。要するに、日本古来の文化のあられ、おせんべいを販売するには、そういったところの原料を使うほうが、我々としてもいいという気持ちでございます。

そういうことで、よろしく申し上げます。

吉田座長 佐藤さん。

佐藤氏 米飯協会のこの無菌米飯そのものが、先ほど20年弱と申しましたが、正直言って新しい商品の分野に入るかと思えます。名前のごとく、殺菌工程が、高圧殺菌とか、低温殺菌とかいうもの。普通、ああいうものが常温で流通する場合は高温殺菌のもの、さもないと冷凍。あとはチルドで10日間～半月ぐらいというのが常識であります。そこにこの無菌米飯が出てまいります。そういう問題で、厚生省等からもいろいろな問題点も指摘をされております。

そんな中で我々もしっかりとその辺のものを出しまして、ですから米を何百種類と検査に出していただき、要するに菌のない米を使う。いわゆる汚い米ではないということをやっております。ですから、各メーカーさんもしずれはトレーサビリティをやらないと、何か問題が起きたときには、厚労省のほうから……。大変な問題があるのではないかという

認識を持っております。

そういうことで、トレーサビリティをやらなきゃいかんというのは、理事会の中では話しはされております。ただ、業者はそう大勢ではありません。10数社であります。大分格差があります。じゃ、これを法的にやるのかといっても、これはなかなか難しい面もありますし、自主的に大手さんのほうはとにかくやっ払いこうという形で各社準備をしているはずだと思っております。

それは先ほど申し上げましたように、技術そのものが殺菌工程のない大変難しい商品をやっております。そんなことから、問題が起きたときには、厚労省のほうからも、何かの工場を見ていただいて、こういう形でつくっていると見ていただき、我々もいろいろやりまして御理解をしていただきながらやっております。

何せ、でん粉質で一番腐りやすい商品でもあります。水分も60%あります。それだけに、しくじれば我々会社がなくなるわけでございますので、その辺は今後、トレーサビリティもやろうと、理事会の中での話は出ております。

以上であります。

吉田座長 米本さん、お願いします。

米本氏 トレーサビリティの米の仕入れ・加工・販売等の記帳というか、どれぐらいのレベルのトレーサビリティなのかということですが、牛肉のような厳密な、米一粒一粒のトレーサビリティなんかできませんし、またそういうことをやらそうとすること自体、社会的にいろいろ問題が出てくると思います。

そういうことではなくて、今回の事件でも、三笠フーズがああいう形で米を売っていった。どこに売られているのかがなかなか解明できない。途中のブローカーみたいな方は帳簿もきちっとつけているのかつけていないのか 調査が入ったわけではないのでよくわかりませんが も含めて、少なくともどこからどういう米をどれだけ仕入れたかとか、加工するのならそれをどういうふう加工してどれだけ加工品を製造したのか、さらにどういう取引先にそれを売ったか。どこかの段階で問題があったときに、それをずっとさかのぼって、途中で切れてしまうとその切れたところが問題だったわけでしょうし、こういう項目は必ず帳簿で残さなければいけない。そういうことを通じたらトレースできて問題が起こった米がどういう流通ルートで流通したのか判る。そういうイメージです。

原産地表示も、何々県産コシヒカリだとか、先ほど佐藤さんもおっしゃられたように、こういう手法できちっと一粒もよその米が入っていないようなぐらいのきちとしたトレ

ースを表示、家庭用精米はどちらかというとなっているわけですが、そこまで業務用や加工用はやる必要はないのか。ブレンドならブレンドでいいし、外国産 50%、国内産 50%でもいいのかという感じはします。

ここは議論いただければいいのですが、現実的にやれる範囲で原産地表示もやれることはまだあるのではないかと。包装もち業界は、自ら進んでそういうことをやろうということ、国のほうに要求されてやってきている。ほかの加工品も含めてこういう形でやれるような原産地表示をやるしかないと考えているわけです。

吉田座長 ありがとうございます。

それでは、他の委員。

相澤委員 皆様にお伺いしたいのですが、今ずっとお話をお伺いしてまして、トレーサビリティと、どちらかという原料原産地表示のほうに重きを置かれた話をお伺いさせていただいたのですが、まず1つ目のトレーサビリティですが、各業界の皆様はどこまでの範囲をさかのぼればトレーサビリティとして認識されて、それをトレースが確認できるからということで、その原料あるいは一次加工以降のものを購入される決定になるのかという点をお聞かせ願いたいのですが、まず1点目です。

2点目は原料原産地表示の問題ですが、1つは、国産の場合は産地の指定まで入っていくのですが、非国産のものになるとその国だけの表示という先ほど実は齊藤様のほうから、まず国産というか日本米という話があったのですが、これも実はトレースとつながってくる部分ですが、果たして皆様のところでお取り扱いをされている商品の中で、皆様のお考えの中で消費者の方たちがお求めになられる原産地表示という許容範囲はどこなのかという部分を、私見でも結構ですので、ぜひそこはお教えいただきたいということでございます。

米本常務につきましては、反対に今度はこれを供給側として、全農としてどこまでの情報開示をすれば実際に加工していただく業者はそれを認めていただけなのかという視点も含めて、先ほどもありましたが、家庭用精米ではなくて、むしろ加工度の高いものになればなるほど、ここが一番の焦点になってくると思いますので、ここにも記載されていますように、では、加工といっても、例えば米菓の業界では原料としてはもちとうるちが実際に使われるわけですが、そこに味付けをされているしょうゆはどうなんだ、あるいはみそはどうなんだ、これはすべてお米がかかわっているわけですね。そうしますと、では、どこまでをトレースとして押さえるべきなのかという争点がまとまっていけないと、ややも

すれば単純に丸、あるいは粉のお米の話だけで終わってしまうのではないかと感じましたので、ぜひここを皆様の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

吉田座長 それでは、市川さんからお願いします。

市川氏 個人店からチェーンまでの中でこれは非常に難しい御質問ですが、要は消費者が一般的にどのように感じられるかということからいいますと、このトレースというのは、各社がどこまでをもってトレースとしたかということですが、基本的には生産のところまでさかのぼっていくのが努力目標ではないかと思えます。

当社で言いますと、例えばノルウェー産のサバを使用しておりますが、ノルウェー産のサバをどこまでトレースするかというと、何という船がいつどの海域でとったかということまで追ってということもありますし、逆に、どこどこ沖というところでもまっているものもあります。

消費者の立場から言うと、2番目の御質問の産地もそうですが、どの国かということであり、日本であればどこどこ県ということになると思えます。ただ、我々外食でどこどこ県という表示は、もう本当に長くて1カ月半ぐらいで終わる、どんどん産地が流れている中では非常に難しい。また、その同じ時期でも、台風の影響を考えて3カ所ぐらいリスクヘッジを考えて、3カ所ぐらいで野菜なんかつくっていただいておりますので、それも非常に難しいと思えます。

まとめますと、現在、基本的に消費者がどこまでを求めているかということに応じて努力していくということだと考えます。

吉田座長 どうもありがとうございます。

齊藤さん、非常に難しい質問も出ていましたけど。

齊藤氏 米菓は、先ほど言いましたように主食用の米と加工用と一物二価の構造で米があるわけです。そのうちの加工用米というのが、我々が使用している米でございます。したがって、どこまで追ってということであれば、これは先ほど言いましたように、うるちの場合ですと、あまりどこの産地のどこどこというものはございませんので、ある程度加工米として生産、単収が多いような米でも結構ですので、やっていただければいいなと思えます。農薬問題が一番問題になりますので、その辺までは追っていただきたいというのが我々の考えでございます。

そんなことを考えながら、この国産米と言ったのは、自分の目で確かめてこれらと思うからです。外国米ですと、加州米とか欧州米とかと言われても確かめることはなかなか

できませんので、そういう意味では国産のほうが安心できる。加工する側もあるいは食べる側も安心できるという考えでございます。

原産地は今言ったような、一緒のような形になっちゃいましたが、やっぱり国産でつくってもらったほうがいいなと。それで、もち米は当然国産です。今、あられをつくっているほとんどのところは国産だと思います。したがって、今年みたいに不足気味だなんていうとぼんと値段が上がってしまうというところで、安定的なものが欲しいなと。それが我々には言えないというか、言っても届かないというところにあるものですから、その辺を考えながらやっていきたい、あるいは言っていきたいと考えております。

いずれにしても、安心、安全は大前提に立ちますので、我々業界もその方向からすべて問題点をとらえていきたいと思っております。

以上でございます。

吉田座長 ありがとうございます。

佐藤さん、お願いします。

佐藤氏 今ほど相澤委員のほうからのお話ですが、当社の場合で言いますと、トレーサビリティの、現在、工場で今日はどここの産地の米と最後のところまでの書類が残っております。それはいつでも引き出せるのを義務づけられておりますので、これはもう十分できると思います。

相澤委員 御社の場合よりは、むしろ業界全体が今どうなのかということについて。

佐藤氏 もちろん、今お話し申し上げます。

先ほどから何回も申し上げますが、現状、では各社がうちと同じ方法をやっているかということ、あながちまだそこまでは。やっているところもあるかと思えます。でも、この業界の中でも米から入った業界と、そうでない他産業から入ってくるメーカーがあるのです。ですから、米のほうから入ってきた方々は、意外とその辺はしっかりとやっておられると思います。他産業の方は、米は米でしかないですから、しょせん米ですから、米であればいいという形は当然だろうと思うのです。

でも、先ほど申し上げましたように、厚労省のほうから、こういうもので事故が起きたら大変ですよという指導を受けておりますので、十分それは理解をいただきながら、今後についてはISOをとりながらいきましょうという形でやっていることは事実であります。現状は、そのぐらいの御報告かと思えますが、いかがでございましょう。

以上であります。

吉田座長 米本さん。

米本氏 供給側からどこまで情報開示というか、原産地表示を求めているのかということですが、家庭用の精米はJAS法でああいう表示がきちっと決められておりますから、それはそういうことで我々国内の農家が検査してやっているお米はきちんと表示されている。

では、外食のところはどうなのかというところ。ここも家庭用精米のような表示は、先ほどからお話もありましたように、仕入れが月によって変わるだとか、当然そういうことがおありと思いますので、県産銘柄は場合によっては無理だということもあると思います。そこは任意表示でいいだろうと思います。

ただ、少なくとも国産と外国産の表示は可能な限り、50%以上は国産だという表示でもいいですし、表示のやり方は業界も含めてやれる範囲できちっとやっていただければいいのかと思います。少なくとも、今はそこはまるっきり何もありませんから、消費者が勝手に国産だと思って食べているかもしれませんし、輸入と思って食べているかもしれません。そのところは、一定の表示は要るのかと。外国産と国産ぐらいでもやむを得ないと思います。

米菓のほうで、しょうゆだとかみそだとかは当然あります。これは使用原料ということで、あられに使われている米の原料は外国産なのか、国産なのか、任意表示できちっと契約栽培をしていただいている取引先もありますから、そういうところはどこの県のどういう米でという、契約栽培ですから複数年で、3年契約もやっているところもあります。そういうのは任意表示をやられて、義務づけるのは国産と外国産のところぐらいはやるべきではないかと考えます。

吉田座長 ほかの委員の方、どうぞ。

藤田委員 4人の御意見を聞かせていただきまして、皆さん各業界で相当な労力、そしてまたコストをかけておられると思うのです。かつまた創意工夫も大変だと思います。そういう中で、今回のような事故が起こり、被害防止策あるいは再発防止策を考えていかなければならないということに当たって、これに類した事件は何度か起こっておりますが、法令違反に対する事例に対し立ち入り監査あるいは指導等の措置が講じられておりますが、なかなか有効に機能していないというのが現状だと思います。本当は我々業界人として認めがたいものではあるのですが、そういうことを踏まえて、4人皆さんにお聞きしたいのですが、今後どのように これは先ほどの相澤委員の話と重複するかもわかりませんが

法制化していくのか。網かけの範囲をどうするんだ、流通規制をどうするのだということをお聞かせ願いたいと思います。

そしてまた、今回の発言いただきたい内容の中にも、米の全取扱業者あるいはすべての米関連商品というふうに非常に大きな網かけで表現されておりますが、この範囲に関しても、各皆さんのお持ちの分野でどう考えておられるか、御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

吉田座長 それでは、今度は米本さんのほうから、逆に。

それで、藤田委員、御質問の内容でちょっとお伺いしますが、規制という問題で見るときに、一応届出制ですよね。届出制ということは、だれでも入ってくる。このことの枠を超えていくところまで考えるのか、そこのところは法規制のところ。

藤田委員 そうですね。それは米本さんのほうから出ておりましたブローカーという言葉もありますが、こういう範疇まで入れるのかどうかということです。

米本氏 まず、今、届出制になりました、その前は登録制でした、その前は許可制でしたという形で流通が自由化されてきたわけです。初めの許可制のとき、食管法のときですが、このときは業者として、例えば集荷業者だと、米を保管する倉庫を持っていないければいかんとか、卸売業者の場合も数量要件があったり、いろいろ規定があったり、逆に言うたそういう許可を受けていない方がやられたら、言葉は悪いですが、いわゆるヤミ流通だとか無許可業者ということだったわけでありませう。

その後規制が緩和されて、そのときに無許可だとかヤミとか言われた方が、今正規業者になってきているわけだ。だから、その意味では、三笠フーズがどうかは知りませんが、業界全体の中にきちっとやってこられた方と、いわゆるヤミ業者と言われた方が混在していますし、さらに届出制になっていますから、本当にマンションの一室だけで業者だということだやられている方もおられます。

御承知のように、米というのはもう右から左、電話一本で売り買いをやるということもあるわけですから、そこのところで、こういう不届きな業者がいるとなってくるということだ。それが届出制だからいけないのか、登録制にすれば直るのかということだ。私は必ずしもそういうことだけではなくて、今の届出制でも要件を整理するだとか、きちっとそれをチェックするだとか、本当に99.99%の方はきちっとやられている業者だと思ひますので、それがこういう方が出てくることによって業界全体が、今こういう大変な状況になってくるので、そこのところを、別に届出制を登録制に戻せだとか食管に戻せとか言っ

ているつもりはありません。どちらにしても、こういう決められたことをきちっとやれる裏づけというようなことなら、それを皆さんで議論していただければいいのだと思います。

あと、全取扱業者で全品目公開でということを書いているもので、皆さん方からいろいろ御質問が来ているわけですが、すべての取扱業者と言っても、当然、流通規制というか、そういうチェックするところとの関係も出てまいります。大宗の占めるところの方がそういうことでチェックする。あと、縁故米なんかもありますし、いろいろあるわけですから、そういうところは必要ないと思いますし、一回そういうことで全体に網をかけた上で対象を絞っていくという考え方をしたほうがいいのかという意味で、「すべての」と書かせてもらっているということです。

吉田座長 佐藤さん、お願いします。

佐藤氏 先ほど来いろいろお話し申し上げておりますが、我々業界も本当にお米だけの原料でやっておりますので、それも本当に国産 100%でやっております。これからもこれを貫いてまいります。

今ほど米本さんからお話がありましたように、前の登録制、いわゆる食管法のあるときは、言ってみれば、正規流通米と自由米があったわけですが、今は計画内、計画外とあるわけですが、外でも検査を受けたもの、むしろこれは前の登録制のころより、私個人的には良くなってきているのかと思います。前は、もう外れれば全部がヤミ米という感じでしたが、今はそういう外部から入ってくるものも全部きちっと検査を受けたものが入ってきております。そういう面から言うと、前から見ればむしろ良くなっているという感じはあります。

ただ、縁故米とかいうのはなかなか細かいものですから、これはなくならないと思います。でも、前から見れば、そういう面では検査米以外は当然買わないということになっていますので、そういう面では前よりは良くなったという感じを受けております。これからもしっかりと国内産 100%でやっていく業界ではあります。御理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

吉田座長 齊藤さん。

齊藤氏 米菓業界は、一番問題が多いかと思えます。というのは、MA米はほぼ農水省から買うわけなので、これを前の月に入札というような、本当に買えるか買えないかわからないですね。2000トンだ、3000トンだという少量が出て、入札させられるのです。本当

は1万トンくらい全部で要るんだろうと思われるのが、何千トンというところで入札ですよ。

そうすると、この前の事故の後に入札を一時中止したのです。これが困りました。それで、もう10月どうなるというので、みんなあわてたところもございませう。買う場所がないのですよ。先ほど、くず米はいくらでもあるのでないかという話ですが、今年もくず米はないというのははっきりしていますので、全部実が入りましたので、相当減ると聞いております。

この入札が非常に問題で、なぜ前みたいに値段を決めておいてもらって、幾ら要るのですかという形にしていただけないのかということを考えているのです。ですから、自由に買えないということを御承知おき願いたいのです。米菓組合の米は自由に、この米、この米という買い方ができないということを一御理解願って、ほかの業界とそこのところがちょっと違うということを一御思っただきたいなと思っております。

したがって、さっき言った加工米を農家がつくり、我々が使用出来るような方向にしていただけないかと思っております。その中でこういう事件が起きたので、できるならば加工米をつくっていただきたいというのが、我々の本当に偽らない本心でございます。

以上でございます。

吉田座長 市川さん、お願いします。

市川氏 冒頭にも申し上げましたが、当業界で個人店もある中、安全・安心ということを考えさせるために、MA米であるとかSBS米であるとかいったものについては、残留農薬の検査をしたという履歴がきちんとわかるというものを購入できる。

また、国内におきましては農産物検査法というのは、先ほど申しましたが、結局外見の検査ですので、これについては未検米であっても購入するということが多々あると思っております。ですから、そこは最初の生産というか、出荷元がきちんとそういった検査をしていただいで、消費者のもとに届くような法の整備をできたらお願いをしたいと考えます。

吉田座長 今、市川さんの御発言に関連しまして、農産物の検査は、今外見中心ですね。今後は、例えば農薬の問題とか何かまで考える、市川さんは考えるべきだということだと思っておりますが、齊藤さんと佐藤さんは、その農産物検査についてどういうお考えを持っているのか。それから、米本さんは産地の立場から見て、そういう面での安全な米を供給するという側面はどう考えているか、質問させていただきます。

齊藤氏 我々ももちろん安心・安全というのが前提になりますので、それは当然、これ

から商品をつくるのに当たって、消費者の方に安心して食べていただけるといった詰め方をさせていただければ幸いです。国内産ですと、それも確認できるのではないかとは思いますが、一日も早くそういう方向でいくことに対しては、私たちは大賛成でございますので、よろしく願いいたします。

佐藤氏 農薬問題ですが、先ほど来申し上げていますように、もう国内産 100%でありますので。でも、こういう問題が起きますと、小売店のほうからいろいろされる場合もございますので、我々も順次農薬検査もやっている書類もとっている。いつもそれをとるなんて到底できる相談ではありませんが、そういう形もとりながらやってはおります。そういう面では、国内 100%のメーカーにとってはありがたいと思っております。

以上です。

吉田座長 米本さん。

米本氏 ポジティブリスト制も導入されて、残留農薬の基準も厳しくなった中で、その前からもやっているところはやっているのですが、とにかく農薬の使用を決められた基準に基づいて栽培していくということがまず基本ですので、そのところを我々としては徹底している。そういう形でやる中では基準オーバーということはありませんし、そういうことで J A 米は記帳をきちっと確認するような作業をしています。

一方で、これは産地によってロットはいろいろあるのですが、モニタリングで農薬検査もやっています。ロット、県によっては 300 トン単位だとか、県によってはもっと少ない等いろいろありますが、そういう検査もしています。農水省のほうでもモニタリングで農薬検査もやられているように聞いています。

嘉多山消費・安全政策課長 農林水産省ではなく、厚生労働省や都道府県の衛生部局でやっています。

米本氏 農水はやっていないんですか。衛生部局がやっているのですか。そういう検査もあると聞いておりますし、そういう中で今まで出てきた経過はございません。

また卸の段階でも自発的に納入段階でやられるということで、流通業者段階でも量販店なり外食に納入する段階でそういうのを求められる場合がありますから、そういう段階でやっているということです。そういう形はこれからもやってまいりたいということです。

吉田座長 佐藤委員が冒頭に言ったこととも関連するのですが、M A 米が悪という議論というよりは、M A 米は今度は農水省がきちっとやるとすると、検査もかなりきちっとやりますから、農薬だとか何かは全部チェックできるのです。そういう面では、国産米の安

全性の問題は結構出てくる問題もあるので、これは質問したのです。

ほかに、御質問、御意見ありましたら。

川崎委員 1点だけですが、市川さんと齊藤さんと佐藤さんにお聞きしたいのですが、私の問いが適切なかわからないのですが、市川さんは弁当業界ということであれば、例えば業界平均的なところで作っているその弁当のアイテム数は大体どんなものなのか。

齊藤社長のところであれば、せんべいとあられとありますが、これもアイテム数であると大体どんな感じなのかということ。

佐藤社長のところは、包装もちでもいいのですが、アイテム数というと業界平均として大体どんな感じなのかということをお聞かせ願いたいと思います。

市川氏 全体のデータを持っておりませんので、当社を含めて身近に確認できている範囲でいうと、アイテム数というより商品数ということで、20~30 ぐらいの間だと思います。

吉田座長 齊藤さん。

齊藤氏 私もアイテム数が何品かということはありませんが、当社でも 400 ぐらいあると思うのですが、普通、上位のメーカーですと恐らく 500 はあるでしょう。これが値段よりの包装なんかを入れたらこの何倍になっちゃうのですが、そんな形で我々進めております。

吉田座長 佐藤さん。

佐藤氏 種類は、原料米の違いのアイテムから量目違いのアイテムまでやると、150 を超えておると思います。細かいデータがないのでしっかりしたところはわかりませんが、それでも今はそのぐらい。米飯に限ってもそのぐらい。もちから言っても 100 ぐらいにはなっているかと思えます。

以上であります。

吉田座長 そろそろ時間なので、一人かお二人か。

阿南委員 要望が1点と、あとは意見です。先ほど、齊藤さんのほうからくず米の流通について説明をいただいたのですが、なかなかわかりませんので、どのぐらいの流通になっているのかということについて、次回で結構ですので資料提供をいただきたいと思っております。そのMA米の入札制度についてもあわせてお願いいたします。

あとは意見ですが、表示のところは何点か出ましたが、佐藤さんが日本ブランドということで、消費者は国産米を選ぶに決まっているとおっしゃっていましたが、必ずしもそういう消費者ばかりではないということをお願いいたします。

それと、国産米か外国産米かということで表示をするのは、確かに消費者の選択の機会を保証する一つの方法ではありますが、気をつけなければいけないのは、国産米か外国産米かで、それが安全かどうかというところに誘導するような表示ではあってはいけないと思っております。事業者さんの気持ちはわかりますが、そこははっきりとしたほうがいいと思っております。

もう1点の意見は、これから考えることだと思うのですが、行政への報告を義務付けるとか、流通に過度な規制を加えるべきではないと考えています。事業者の方から国にもっと規制しろと言うのは違うと思います。事業者自身が、自分たちが健全な仕組みを運用する努力をするから国は勝手な規制をするなど言うほうが本来の姿ではないかと思うわけです。ですから、自ら規制を求めるといことはおかしいのではないかと思っております、自主的な取り組みを、本当に自分たちはこれだけまじめにやるのだということを示すようにしてほしいと思います。

以上でございます。

樋浦委員 米菓でお聞きしたいのですが、主にくず米で従来価格体系が、消費は成り立っているとしますと、これは全く飯の話ですが、普通の米をもし使って米菓をつくった場合に、コストアップと、それから今の売価、売値を例えば3割とか、どのくらい上げないといけないのか、赤字にならないのか、これはアバウトなところでよろしいのですが、その辺を教えてくださいませんか。

齊藤氏 値段でいいますと、我々、MA米あるいはくず米というと130円程度で買っているわけですが、普通の飯米ということになれば200円以上ですから、言ってみると倍近い値段で売らないとできなくなってしまいます。したがって、じゃ、飯米にしたらおいしいのということになると、これは全く私の考えですが、飯米にしたらおいしいということはありません。昔のかたいおせんべいを、言っておきますが、おかきはほとんど国内ですから、これは飯米用より高いものを使うわけですから、見ていただければ中身もかなり違うし、量もずっと少ないです。

うるちのほうは、もうちょっと多いです。これが半分ぐらいの量になるか、あるいは倍で売らなければいけないかということになれば、非常に打撃を受けると思うのです。これを消費者が「待っていました」なんていう感じで買っていただけるということはないかとは私は思います。

吉田座長 佐藤さん。

佐藤氏 今ほど阿南委員さんから、国内産だけ使っているというのはちょっと耳ざわりだったようでございますが、決してそのつもりで申し上げたわけではありません。というのは、一つの例を挙げますと、平成5年の大凶作のときにいきなりもち米が大暴騰して、普通1俵2万円強で買えるものが4万円ぐらいまで大暴騰して、うるちの世界も大変なときでありました。

たまたまもちが大凶作でありまして、我々のところに米はまいりません。あのときに外米を農水省から輸入をいただいて、使わざるを得なく使いました。でも、物の見事、例えば100使います。100帰ってまいります。いかがでございましょうか。だれも食べてくれません。国内でつくっているもちは食べることはできるのですが、加工度の低いもちを、原料が悪いものを到底技術だけで上げることはできません。これはもちも米飯も一緒であります。家庭でつくれるものを我々が技術を施しながら、簡便に消費者の皆さんからお使いいただくという形でお買い上げをいただいている商品であります。

いろんな加工技術を上げ、味をつけ、いろんなことをするならまだいろんな方法があるのですが、何せ単細胞な商品でありまして、全く原料イコール商品でありますので、国内産100%を使っている業界というお話を申し上げております。それをひとつ御理解賜りたいと思います。

以上です。

吉田座長 ほかにございますか。

なければ、予定の時間になりましたので、本日の議論はここまでとしたいと思います。

ヒアリングに御出席の皆さんに改めて感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

なお、本日のヒアリング内容につきましては、明後日のヒアリングとあわせて事務局に整理していただくことにしたいと思います。

次回開催日程について

吉田座長 それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

枝元計画課長 長時間にわたり、ありがとうございました。

さて、次回の第4回の検討会でございますが、あさって10月31日金曜日の午前10時から、場所は本日と同じここでございます。農水省の7階講堂におきまして、引き続き業界

の方々のヒアリングを行いたいと考えております。よろしくお願いいたします。

今回は時間が午前中 10 時からということでございますので、御注意をお願いいたします。

以上でございます。

吉田座長 それでは、ありがとうございました。

閉 会